



PULP
MOULD



PLASTIC
FILM



HEAVY DUTY
BAG



CORRUGATED
BOARD

JUMP
2025

第77期定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月27日(火曜日) 午前10時

場所

北九州市八幡西区瀬板一丁目16番1号
株式会社アクシス 別館2階ホール
(裏面記載のご案内図をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する株式報酬制度の一部改定の件

ロジスティクスに最適解を

大石産業株式会社

証券コード:3943

Providing Total Packaging Solutions

JUMP
2025

目次

●株主の皆様へ	1
●招集ご通知	2
●株主総会参考書類	6
●事業報告	16
●連結貸借対照表	34
●連結損益計算書	35
●貸借対照表	36
●損益計算書	37
●連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 (謄本)	38
●会計監査人の監査報告書 (謄本)	40
●監査等委員会の監査報告書 (謄本)	42
●TOPICS	43

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当社第77期定時株主総会を2023年6月27日（火）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

また、当期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の当社グループの現況に関する事項等につきご報告申し上げますので、ご高覧ください。

これからも付加価値のある製品開発を行い、創業100周年を迎える2025年に向けて、お客様、社員、株主の皆様にとって「夢のある明るい未来を包む企業」を目指してまいりますので、引き続き変わらぬご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

代表取締役社長 山口 博章



証券コード 3943
2023年6月5日

株 主 各 位

北九州市八幡東区桃園二丁目7番1号
大石産業株式会社
代表取締役社長 山 口 博 章

第77期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第77期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第77期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.osk.co.jp/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「大石産業」又は「コード」に当社証券コード「3943」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申しあげます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月26日（月曜日）営業時間終了の時（午後5時15分）までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.e-sokai.jp/>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申しあげます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

— 記 —

- | | | |
|----|-------------|--|
| 1. | 日 時 | 2023年6月27日（火曜日）午前10時 |
| 2. | 場 所 | 北九州市八幡西区瀬板一丁目16番1号
株式会社アクシス 別館2階ホール
◎ 裏面記載のご案内図をご参照ください。 |
| 3. | 会議の
目的事項 | |
- 報告事項**
- 第77期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第77期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）計算書類の内容報告の件
- 決議事項**
- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度の一部改定の件 |
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - インターネットにより、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- 決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
- 会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。
 - (1) 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「株式会社の支配に関する基本方針」
 - (2) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - (3) 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
 従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、監査報告を作成するに際し、会計監査人および監査等委員会が監査をした対象書類の一部であります。
- 来場記念品（お土産）のご用意はございません。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主のみなさまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席する方法



当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2023年6月27日（火曜日）
午前10時00分

書面で議決権を行使する方法



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月26日（月曜日）
午後5時15分到着分まで

インターネットで議決権を行使する方法



次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月26日（月曜日）
午後5時15分完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 割

〇〇〇〇 印中

××××年 ×月××日

※イメージ

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイトに
ログインQRコード

見本

〇○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

❗ 「書面による議決権行使」の方法により議決権を行使され、「インターネットによる議決権行使」の方法でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わず「インターネットによる議決権行使」を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネットで議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



! 「スマート行使」での議決権行使は
1回に限り可能です。

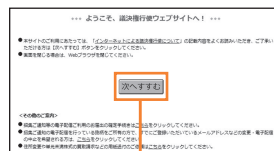
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

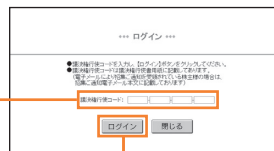
議決権行使
ウェブサイト <https://www.e-sokai.jp>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

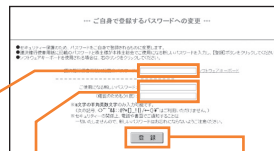
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」
をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

日本証券代行株式会社 代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル
【電話】0120 (707) 743
受付時間 9:00~21:00 (土曜、日曜、祝日も受付)

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関し、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はありませんでした。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	やまぐち ひろあき	生年月日 1958年5月27日生	再任
1	山 口 博 章	所有する当社の株式数 7,100株	



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

<p>1982年 3月 当社入社</p> <p>2006年 4月 当社パルプモールド事業部西日本営業部長</p> <p>2012年 4月 当社パルプモールド事業部東日本営業部長</p> <p>2014年 4月 当社執行役員フィルム事業部長</p> <p>2016年 4月 当社執行役員事業本部東京支店長</p> <p>2017年 6月 当社取締役執行役員事業本部東京支店長</p> <p>2018年 4月 当社取締役紙袋・フィルム事業統括</p>	<p>2020年 6月 当社常務取締役紙袋・フィルム事業統括</p> <p>2021年 4月 当社常務取締役紙袋事業部長兼フィルム事業管掌</p> <p>2022年 4月 当社常務取締役紙袋事業部長</p> <p>2023年 1月 当社代表取締役社長兼紙袋事業部長</p> <p>2023年 4月 当社代表取締役社長（現在に至る）</p>
---	---

取締役候補者とした理由

候補者は、長年にわたりパルプモールド・フィルム部門を担当し、2020年より常務取締役に就任、2021年に紙袋事業部長兼フィルム事業管掌となり、2023年1月に代表取締役社長に就任し、経営全般に関する豊富な経験を有していることから、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号

2

ひ さ つ ぐ ま さ お
久 継 雅 夫

生年月日 1953年6月9日生

所有する当社の株式数 20,600株

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年 6月	当社入社	2014年 6月	当社常務取締役パルプモールド事業部、段ボール事業部、開発部担当、技術部長
2000年 4月	当社モールド事業部製造部長	2016年 6月	当社専務取締役事業本部長、大連大石包装有限公司董事長
2005年 4月	当社フィルム事業部長	2020年 3月	当社代表取締役社長兼事業本部長
2007年 6月	当社取締役フィルム事業部長	2021年 4月	当社代表取締役社長
2012年 4月	当社取締役フィルム事業部長兼技術部長	2022年 4月	当社取締役会長 (現在に至る)
2014年 4月	当社取締役パルプモールド事業部、段ボール事業部、開発部担当、技術部長		

取締役候補者とした理由

候補者は2007年の取締役就任からパルプモールド部門やフィルム部門等を担当、2016年より専務取締役を務め、2020年より代表取締役社長に就任、2022年より取締役会長に就任し、経営全般に関する豊富な経験と見識を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

い ま い ず み ひ ろ し
今 泉 弘

生年月日 1957年8月1日生

所有する当社の株式数 8,200株

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 3月	当社入社
2005年 4月	当社段ボール事業部営業部長
2014年 4月	当社執行役員段ボール事業部長
2016年 4月	当社執行役員事業本部九州支店長
2018年 4月	当社執行役員段ボール事業統括
2020年 6月	当社取締役段ボール事業統括
2021年 4月	当社取締役パルプモールド事業部長
2023年 4月	当社取締役包装機能材事業本部長 (現在に至る)

取締役候補者とした理由

候補者は、長年にわたり段ボール事業を主に担当し、2020年に取締役段ボール事業統括、2021年に取締役パルプモールド事業部長に就任、2023年4月に取締役包装機能材事業本部長に就任し、事業に関する豊富な経験を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

ふじむらよし たか
藤村 由賢

生年月日 1958年10月12日生

所有する当社の株式数 6,900株

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月	当社入社	2020年 6月	当社取締役/パルプモールド事業統括
2006年 4月	当社パルプモールド事業部東日本 営業部長	2021年 4月	当社取締役段ボール事業部長
2012年 4月	当社パルプモールド事業部西日本 営業部長	2023年 4月	当社取締役緩衝機能材事業本部長 (現在に至る)
2014年 4月	当社執行役員パルプモールド事業 部長		
2016年 4月	当社執行役員事業本部製造部長		
2018年 4月	当社執行役員パルプモールド事業 統括		

取締役候補者とした理由

候補者は、長年にわたりパルプモールド事業を主に担当し、2020年に取締役パルプモールド事業統括、2021年に取締役段ボール事業部長に就任、2023年4月に取締役緩衝機能材事業本部長に就任し、事業に関する豊富な経験を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

5

とよだまさき
豊田 真佐喜

生年月日 1961年10月28日生

所有する当社の株式数 3,600株

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4月	当社入社
2014年 4月	当社フィルム事業部営業部長
2016年 4月	当社関西支店営業部長
2017年 4月	当社関西支店長兼営業部長
2018年 4月	当社関西支店長
2019年 6月	当社執行役員東京支店長
2021年 4月	当社執行役員フィルム事業部長
2022年 4月	当社上席執行役員フィルム事業部長
2022年 6月	当社取締役フィルム事業部長 (現在に至る)

取締役候補者とした理由

候補者は、長年にわたりフィルム部門を担当し、2019年に執行役員東京支店長に就任、2021年に執行役員フィルム事業部長に就任、2022年6月に取締役フィルム事業部長に就任し、事業に関する豊富な経験を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

6

おおたにひろふみ
大谷 洋文

生年月日 1964年5月5日生

所有する当社の株式数 4,400株

再任



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月 当社入社
2010年4月 当社管理部企画グループ部長
2016年4月 当社事業企画部長
2017年10月 当社経営企画室長
2018年7月 当社執行役員経営企画室長
2019年11月 当社執行役員管理部長
2022年4月 当社上席執行役員管理部長
2022年6月 当社取締役管理部長
2023年4月 当社取締役管理本部長
(現在に至る)

取締役候補者とした理由

候補者は、長年にわたり管理部門、経営企画部門を担当し、2018年に執行役員経営企画室長に就任、2019年に執行役員管理部長に就任、2022年6月に取締役管理部長に就任、2023年4月に取締役管理本部長に就任し、当社のコーポレートガバナンス、内部管理体制に関する豊富な知識を有していることから、引き続き取締役候補者としたしました。

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、保険会社との間で取締役、執行役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2023年7月に更新をする予定です。本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は引き続き被保険者となります。

① 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の施行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。

② 保険料

保険料は全額会社負担としております。

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する 株式報酬制度の一部改定の件

1. 提案の理由および当該報酬制度の変更を相当とする理由

当社は、信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を、2017年6月28日開催の第71期定時株主総会においてご承認いただいたうえで取締役（社外取締役を除きます。）を対象として導入し、その後、監査等委員会設置会社への移行に伴い、2018年6月27日開催の第72期定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）に対する報酬として本制度に基づく報酬枠を改めて設定することにつきご承認をいただき（なお、かかる株主総会決議を以下「前回決議」といいます。）、現在に至るまで本制度を継続しております。

今般、本制度の内容を下記のとおり一部変更したいと存じます。なお、その詳細につきましては、下記の範囲内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、当社の株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、導入しているものですが、加えて、本制度に基づき取締役が当社株式の交付を受ける時期を退任時から原則在任時に変更したうえで、取締役が交付を受ける株式に退任までの間の譲渡制限を付すこととすることにより、株式交付後においても企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的としており、本制度は相当であると考えています。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告4. 会社役員に関する事項（4）当事業年度に係る取締役の報酬等に記載のとおりであり、本議案の承認可決を条件として、その内容を、本議案に記載のとおり変更することを予定しております。しかるところ、本議案の内容は、変更後の当該方針に沿って報酬等を支給するために、また、上記目的を達成するために必要かつ合理的なものであるため、本議案の内容は相当であると判断しております。なお、監査等委員会から当該報酬等の内容は相当であると判断したとの意見表明を受けております。

なお、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役（監査等委員である取締役および社外取締役は対象外です。）は6名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が設定し金銭を信託する信託（設定済みです。以下、「本信託」といいます。）が当社株式（当社の普通株式とします。以下、同様です。）を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される、という株式報酬制度です。

本制度に基づき取締役が当社株式の交付を受ける時期は、従前、退任時としておりましたが、本議案を原案のとおりご承認いただいた場合には、本総会後の期間における職務執行の対価として取締役に付与するポイント見合いの当社株式については、退任時ではなく、各ポイント付与日（原則として毎事業年度）以降、所定の期間内（原則としてポイント付与の日の同事業年度内）に交付したうえで、退任までの期間につき譲渡制限を付けるものとします。なお、本議案において、「退任」とは当社の取締役その他の当社取締役会が定める地位のいずれでもなくなることをいいます。

① 本制度の対象者	当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）
② 対象期間	2018年3月末日に終了する事業年度から2027年6月の定時株主総会終結の日まで
③ 当初の信託期間約10年間に、②の対象期間の間に在任する①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金200,000,000円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり20,000ポイント ※1ポイント＝1株(2017年10月1日付で行われた株式併合後の水準。)
⑥ ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として在任時（ただし、退任までの譲渡制限を付します。）

(2) 当社が拠出する金員の上限

本信託の当初の信託期間は約10年間とし、当社は、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、金200,000,000円を上限とする金員を、2018年3月末で終了する事業年度から2027年6月の定時株主総会終結の日までの約10年間（以下「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役に対する報酬として拠出します。本信託は、当社が信託した金員を原資として、当社株式を取引所市場（立会外取引を含みます。）を通じて又は当社の自己株式処分を受ける方法により取得します。

なお、既に当社は、2017年6月28日開催の第71期定時株主総会でのご承認に基づき、同株主総会でご承認をいただいた内容での本制度運営のために2017年9月に本信託を設定し、取締役（社外取締役を除きます。）に対する株式取得資金として金180,320,000円（以下、「2017年拠出金」といいます。）を拠出しており、本信託は当該金銭を原資として当社株式を自己株式の処分（第三者割当の方法）を受ける方法により取得しておりますが、当該当社株式が、本議案による変更後の本制度に基づく交付として本信託から取締役に対して交付されることがあります。また、本信託内の当社株式の数が本制度に基づき取締役に交付する当社株式の数に不足することが見込まれる場合は、当初の信託期間満了までの間に、上記上限額（200,000,000円）から2017年拠出金を控除した金額（19,680,000円）を上限として当社株式の取得資金を本信託に追加拠出することがあります。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、対象期間を10年以内の延長期間を定めて延長のうえ、信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります（以後、延長後の信託期間の満了時においても同様とします。）。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間中

に、延長した対象期間の年数に金20,000,000円を乗じた金額を上限とする金員を本信託に追加拠出します。また、この場合には、延長された信託期間内に後記(3)①のポイント付与および後記(4)の当社株式の交付を継続します。

但し、上記のように対象期間の延長によりポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役が交付される当社株式数の算定方法と上限

①取締役に対するポイントの付与方法およびその上限

当社は、当社で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、株式交付規程に定める所定の日に、役位等に応じたポイントを付与します。

当社が取締役に付与するポイントの総数は、前回決議では1事業年度当たり40,000ポイントを上限としておりましたが、2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行ったため、1事業年度当たり20,000ポイントを上限とします。

②付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、前記①で付与を受けたポイントの数に応じて、後記(4)の手續に従い、当社株式の交付を受けます（ただし、変更前の本制度に基づき本総会以前の期間における職務執行の対価として付与されたポイント見合いの当社株式の交付は、後記(4)のとおり前回決議に従って行います。）。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、1ポイントあたりの当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

また、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあるほか、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭を交付することがあります。

(4) 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は、下記3.の譲渡制限契約を当社と締結することその他所定の手續を経ることを条件として、原則として信託期間中の毎事業年度（上記（3）①のポイント付与の都度、原則として各ポイント付与の日の同事業年度中に）、本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。ただし、上記（3）②のとおり、変更前の本制度に基づき本総会以前の期間における職務執行の対価として付与されたポイント見合いの当社株式については、前回決議のとおり、各取締役は原則としてその退任時に所定の手續を行って本信託の受益権を取得し、本信託から交付を受けるものとします。

3. 取締役が交付される当社株式に係る譲渡制限契約

本議案を原案のとおりご承認いただいた場合には、本総会後の期間における職務執行の対価として取締役に付与するポイント見合いの当社株式については、当社と取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下、「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（各取締役は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の交付を受けるものとします）。

ただし、付与するポイントの対象である職務執行期間の途中で退任した場合等、退任以後に本制度に基づき当社株式を交付する場合には、譲渡制限を付さずに当社株式を交付します。

(1) 譲渡制限期間

取締役は、本制度により交付を受けた株式（以下「本交付株式」という。）につき、その交付を受けた日（複数回交付を受けた場合には各交付を受けた日）から退任する日までの間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本交付株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「本譲渡制限」という。）。

取締役は本譲渡制限期間中、取締役が既に保有している株式と分別して管理することを目的に、当社が指定する証券会社の口座にて本交付株式の管理を行うものとする。

(2) 本交付株式の無償取得

① 取締役が上記（1）に違反して本交付株式の全部又は一部を譲渡、担保提供その他の方法で処分しようとしたときは、当社は、本交付株式の全部を当然に無償で取得する。

② 取締役が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、その該當時点をもって、本交付株式の全部を当然に無償で取得する。

i) 取締役が禁錮以上の刑に処せられた場合

ii) 取締役が任期満了、定年又は死亡その他正当な理由以外の理由により退任した場合

③ 取締役が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、取締役に対して本交付株式を無償で取得する旨を書面で通知することにより、当該通知の到達した時点をもって、本交付株式の全部を当然に無償で取得する。

i) 取締役において、当社の事業と競業する業務に従事し、又は競合する法人その他の団体の役職員に就任したと当社の取締役会が認めた場合（ただし、当社の書面による事前の承諾を取得した場合を除く。）

ii) 取締役において、法令、当社の内部規程又は本契約に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合、その他本交付株式を当社が無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した場合

iii) 取締役の行為が当社の名誉を毀損し、あるいは当社に著しい損害を与えたと当社の取締役会が認めた場合

(3) 組織再編等における取り扱い

本譲渡制限期間中に次の各号に掲げる事項が当社の株主総会（ただし、第2号において当社の株主総会による承認を要さない場合および第6号においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、次の各号に定める日（以下「組織再編等効力発生日」という。）が本譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限る。）には、上記にかかわらず、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本交付株式についての本譲渡制限が解除されるものとする。

i) 当社が消滅会社となる合併契約 合併の効力発生日

ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画（当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を当社の株主に交付する場合に限る。）会社分割の効力発生日

iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画 株式交換又は株式移転の効力発生日

- iv)株式の併合（当該株式の併合により取締役の有する本株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限る。 株式の併合の効力発生日
- v)当社の普通株式に会社法第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得 会社法第171条第1項第3号に規定する取得日
- vi)当社の普通株式を対象とする株式売渡請求（会社法第179条第2項に定める株式売渡請求を意味する。） 会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日

(4) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示および通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容とする。

以 上

【ご参考】 取締役候補者の専門性と経験（スキルマトリックス）

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご承認いただけた場合、取締役会のスキルマトリックスは次のとおりであります。

氏名	当社が特に期待する分野（最大3つ）						
	企業経営	コーポレート・ガバナンス	営業・マーケティング	業界知見	財務・会計	法律	人材育成
山口博章	○		○	○			
久継雅夫	○		○	○			
今泉弘			○	○			○
藤村由賢			○	○			○
豊田真佐喜			○	○			○
大谷洋文		○			○		○
宮地郁夫		○	○				○
竹尾祐幸	○	○					
福地昌能		○			○		
小鉢由美		○				○	

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、急激に進行した円安、原油価格の高騰等に伴う物価上昇などがありましたが、新型コロナウイルス感染症との共存、克服が進む中で、企業収益、生産、設備投資において持ち直しの動きがみられました。その一方で海外景気の下振れ、物価上昇、ウクライナ情勢の長期化等、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような経営環境のもと、当社グループは「TPS（トータル・パッケージング・ソリューション）提案」により顧客満足を徹底的に追求するとともに、全社をあげてイノベーション活動に取り組み、業績向上に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、原燃料価格の高騰に対処するため全製品の販売価格を修正したこと、および業務用鶏卵トレーの需要回復や、パルプモールドの新製品である食品用容器の拡販等により、217億88百万円（前年同期比10.3%増）と増収となりました。なお、売上高につきましては、包装資材分野に注力して以来、初めて200億円を超える過去最高の売上高となりました。また、営業利益は11億25百万円（前年同期比12.7%減）、経常利益は13億98百万円（前年同期比8.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は9億2百万円（前年同期比14.6%減）となりました。減益の主な要因は、販売価格の修正を上回る原燃料価格の高騰に伴う利益率の低下等によるものです。また、2023年3月6日に当社八戸工場において火災が発生し、損害額1億59百万円を特別損失として計上いたしました。

セグメントの業績は次のとおりです。

■ 当連結会計年度と前連結会計年度の業績状況の比較

	第76期 (2022年3月期)	第77期 (2023年3月期)	前連結会計年度比 (増減率)
売上高	197億52百万円	217億88百万円	10.3%増
営業利益	12億88百万円	11億25百万円	12.7%減
経常利益	15億28百万円	13億98百万円	8.5%減
親会社株主に帰属する当期純利益	10億56百万円	9億2百万円	14.6%減

セグメントの業績



営業の概況

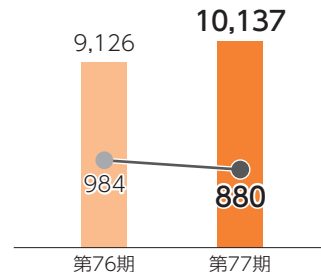
パルプモールド部門は、事務機器用および医療用トレーが減収となりましたが、業務用鶏卵トレーの需要回復や、新製品である食品用容器の拡販、外食向け持ち帰り用トレーが引き続き堅調に推移したことにより増収となり、パルプモールド部門の売上高は56億55百万円（前年同期比13.3%増）となりました。

段ボール部門は、農業分野および工業分野が数量減となりましたが、原材料価格値上がりに伴う販売価格の修正により、売上高は32億84百万円（前年同期比3.4%増）となりました。

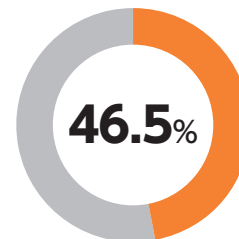
成型部門は、売上高は樹脂成型品と宙吊り式包装容器（ゆりかご）をあわせて11億97百万円（前年同期比25.0%増）となりました。

その結果、当事業の売上高は101億37百万円（前年同期比11.1%増）となり、セグメント利益は8億80百万円（前年同期比10.6%減）となりました。

売上高・セグメント利益（単位：百万円）



連結売上高に対する構成比



製品紹介

パルプモールド

卵パック「パルピー-i」



当社の卵パック「パルピー-i」は、インクジェット印刷により美粧性の高いデザイン印刷が可能になりました。

パルプモールド

お料理セット紙製トレー



SDGsに積極的に取り組むお客様の食品トレーに当社のパルプモールドが採用されました。従来のプラスチックをパルプモールドに変更し、プラスチック使用量の削減を実現しました。使用後のトレーは回収され、再びパルプモールドに生まれ変わります。

成型

食品トレー



中食（なかしょく）需要増加に伴い、スーパーやコンビニで販売される弁当や惣菜の食品トレー用フィルムの製造から食品トレーの製造までを一貫して行っております。

セグメントの業績



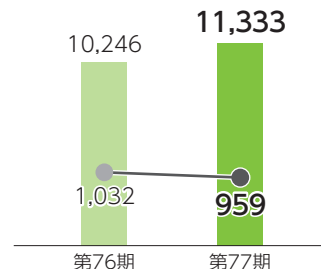
営業の概況

フィルム部門は、食品容器用ポリスチレンフィルムの原材料価格値上がりに伴う販売価格の修正により、売上高は46億59百万円（前年同期比8.6%増）となりました。

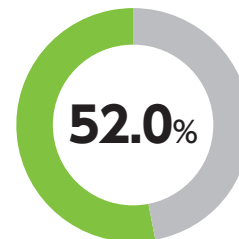
重包装袋部門は、国内は、自動車の減産に伴う合成樹脂向けの需要減により減収となりました。海外は、原材料価格値上がりに伴う販売価格の修正により増収となり、重包装袋部門の売上高は66億74百万円（前年同期比12.1%増）となりました。

その結果、当事業の売上高は113億33百万円（前年同期比10.6%増）となり、セグメント利益は9億59百万円（前年同期比7.0%減）となりました。

売上高・セグメント利益（単位：百万円）



連結売上高に対する構成比



製品紹介

フィルム

食品容器用フィルム



当社のポリスチレンフィルムは、食品容器の強度と美粧性を向上させることができます。福岡県と茨城県の2拠点で製造しておりますので、全国のお客様への供給体制を整えています。

重包装袋

一気開封袋PV+



新開発「一気開封袋」は、開封する際に従来使用していたプラスチック製カットテープを無くし、開封部の化粧紙を剥がすことで開く全く新しい紙袋製品です。作業性の向上に加え脱プラ・ゴミレスを実現しSDGs・ESG目標の達成に貢献します。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は総額14億61百万円で、主なものは次のとおりであります。

段ボール直方工場	建物	222百万円
パルプモールド茨城工場	機械装置	104百万円
管理部	備品	96百万円

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達は自己資金および借入により行い、増資あるいは社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気の緩やかな持ち直しが見込まれますが、世界的な金融引き締め等が続く中、海外景気の下振れ、物価上昇、ウクライナ情勢の長期化等、依然として先行きは不透明な状況が続くものと推測されます。

このような状況下、当社グループは、イノベーション活動の展開を更に活発化するとともに、中期経営計画の2年目である2024年3月期においては、以下の施策に取り組み、業績向上に努めてまいります。

- ① SDGs理念に合致した製品の開発
- ② 積極的な設備投資の実施
- ③ T P S（トータル・パッケージング・ソリューション）の推進

なお、2024年3月期における製品セグメント別の主な取り組みは以下のとおりであります。

- 1) 緩衝機能材事業
 - ・原燃料価格上昇分の販売価格転嫁活動
 - ・新たな付加価値製品の開発
 - ・脱プラに向けた新規需要の開拓
 - ・新設備導入による品質・生産性の向上
- 2) 包装機能材事業
 - ・原燃料価格上昇分の販売価格転嫁活動
 - ・環境配慮型フィルム製品の開発
 - ・成長市場向け拡販
 - ・製品の機能性向上と高品質化

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、生産性の向上等による利益体質の強化を図りながら、将来の事業展開に備えた内部留保を確保しつつ、連結純資産配当率（D〇E）1.5%以上を目安に、安定的に配当を実施する方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。

内部留保資金につきましては、今後の事業拡大と経営環境の変化に備え、設備並びに研究開発投資と財務体質強化のための基礎資金として充実に努めて参る所存であります。これは将来の利益に貢献し、株主の皆様への安定的な配当に寄与するものと考えております。当社は、株主への還元を第一として、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当金は1株あたり32円とし、支払開始日は2023年6月6日とすることを2023年5月12日開催の取締役会において決議しております。中間配当金（1株当たり32円）とあわせて年間配当金は1株当たり64円となります。

なお、当社は2018年6月27日開催の第72期定時株主総会において、会社法第459条第1項に基づく剰余金の配当等が取締役会決議により行えるよう定款変更を行っております。

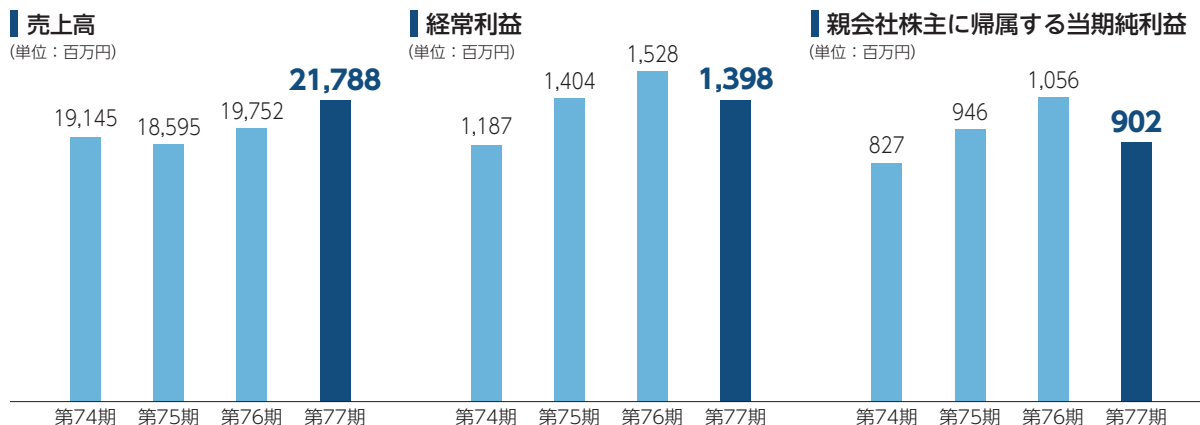
(6) 財産および損益の状況の推移

1) 企業集団の財産および損益の状況

(単位：百万円)

区分	第74期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第75期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第76期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第77期(当連結会計年度) (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
売上高	19,145	18,595	19,752	21,788
経常利益	1,187	1,404	1,528	1,398
親会社株主に帰属する当期純利益	827	946	1,056	902
1株当たり当期純利益	214.49円	245.23円	273.73円	233.68円
総資産	21,959	22,493	24,205	25,544
純資産	13,798	14,738	15,728	16,549
1株当たり純資産額	3,571.31円	3,808.44円	4,063.05円	4,260.22円

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により計算しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、それぞれ自己株式数を控除して計算しております。

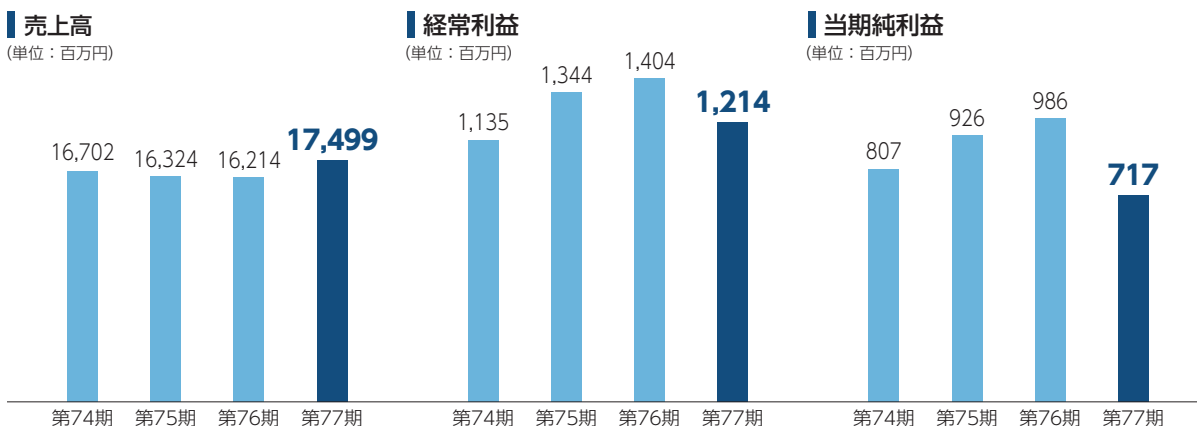


2) 当社の財産および損益の状況

(単位：百万円)

区分	第74期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第75期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第76期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第77期(当事業年度) (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
売上高	16,702	16,324	16,214	17,499
経常利益	1,135	1,344	1,404	1,214
当期純利益	807	926	986	717
1株当たり当期純利益	209.13円	240.15円	255.46円	185.81円
総資産	18,999	19,842	21,108	22,208
純資産	12,979	13,852	14,599	15,111
1株当たり純資産額	3,367.21円	3,588.50円	3,782.07円	3,902.36円

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により計算しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、それぞれ自己株式数を控除して計算しております。



(7) 親会社および子会社の状況

- 1) 親会社との関係
該当事項はありません。
- 2) 子会社の状況

会社名	資本金	当社議決権比率	主要な事業内容
株式会社アクシス	百万円 70	100 %	各種情報機器販売、映像・デザイン等の各種情報コンテンツの制作業等
CORE PAX(M) SDN. BHD.	百万RM 4	100 %	大型クラフト紙袋の製造販売
ENCORE LAMI SDN. BHD.	百万RM 3	80 %	ラミネート製品の製造販売
柳沢製袋株式会社	百万円 50	100 %	大型クラフト紙袋の製造販売

(注) 連結対象会社は上記の子会社4社であります。

- 3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容

事業部門	主要製商品および事業内容
緩衝機能材事業	(パルプモールド) 鶏卵トレー等 (畜産用) 青果物トレーおよびポット (農業用) 輸送用緩衝材 (工業用) (段ボール) 段ボールケース (農畜産用、食品用、工業用) 段ボールシート (製函用) (成型品) 食品トレー (食品用)
包装機能材事業	(フィルム) ポリスチレンフィルム (食品用、工業用) キャスト製法プラスチックフィルム (食品用、工業用) (樹脂袋) 重包装ポリエチレン袋 (肥料用、合成樹脂用、化学薬品用) (紙袋) 大型クラフト紙袋 (合成樹脂用、化学薬品用、製粉用、飼料用) ラミネート製品 (大型クラフト紙袋用)
その他	各種情報機器販売、映像・デザイン等の各種情報コンテンツの制作業等

(9) 主要な営業所および工場

1) 当社

本社 北九州市八幡東区

営業所	パルプモールド 東北営業課	(青森県上北郡)
	パルプモールド 関東営業課	(茨城県北茨城市)
	パルプモールド 関西営業課	(大阪府茨木市)
	フィルム 東京営業課	(東京都中央区)
	フィルム 関西営業課	(大阪府茨木市)
	紙袋 東京営業課	(東京都中央区)
	紙袋 九州営業課	(北九州市小倉南区)
	段ボール 北九第一・第二営業課	(福岡県直方市)
	段ボール 熊本営業課	(熊本県山鹿市)

工場	八戸工場	(青森県上北郡)
	茨城工場	(茨城県北茨城市)
	鞍手工場	(福岡県鞍手郡)
	小倉工場	(北九州市小倉南区)
	直方工場	(福岡県直方市)

2) 子会社	株式会社アクシス	(北九州市八幡西区)
	CORE PAX(M) SDN. BHD.	(マレーシア国ジョホール州)
	ENCORE LAMI SDN. BHD.	(マレーシア国ジョホール州)
	柳沢製袋株式会社	(埼玉県深谷市)

(10) 従業員の状況

1) 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
545名〔77名〕	14名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2) 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
337名〔74名〕	4名増	40.7歳	16.3年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(11) 主要な借入先

借入先	借入金残高
MUFG Bank(Malaysia) Berhad	466百万円 (15百万RM)
SUMITOMO MITSUI BANKING CORPORATION MALAYSIA BERHAD	473百万円 (15百万RM)

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

2023年3月6日、パルプモールド八戸工場において火災が発生しましたが、2023年3月中に稼働を再開しました。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 4,664,000株 (自己株式711,384株を含む)

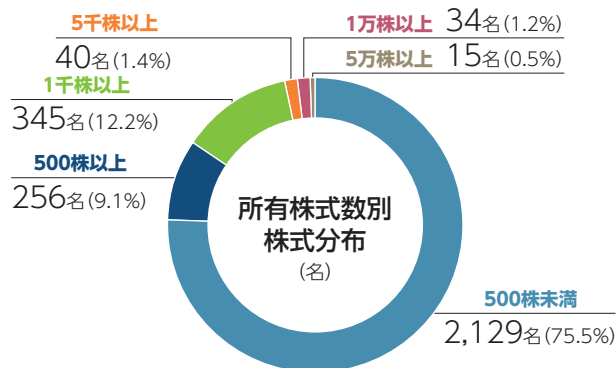
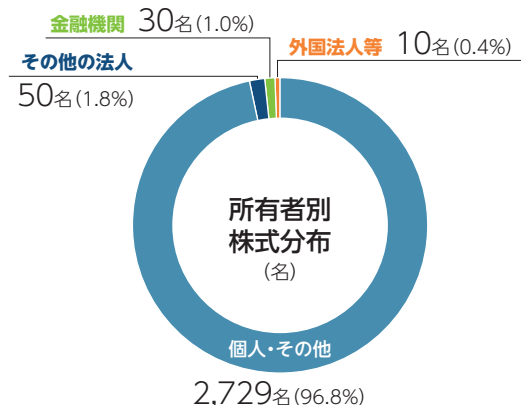
(2) 株 主 数 2,819名

(3) 大 株 主

株主名	持株数	持株比率
王子ホールディングス株式会社	381千株	9.65%
OSK社員持株会	312千株	7.91%
株式会社西日本シティ銀行	189千株	4.79%
株式会社福岡銀行	186千株	4.72%
株式会社北九州銀行	175千株	4.45%
三井住友海上火災保険株式会社	146千株	3.70%
株式会社ニシキ	100千株	2.53%
日本生命保険相互会社	86千株	2.19%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	80千株	2.03%
東京海上日動火災保険株式会社	77千株	1.95%

(注) 持株比率は自己株式(711,384株)を控除して計算しております。

(ご参考) 株式分布状況



(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

- ・取締役、その他役員に交付した株式の区分別合計

取締役区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員および社外取締役を除く。）	8,556株	1名
社外取締役（監査等委員を除く。）	0株	0名
監査等委員である取締役	3,577株	1名

（注）上記は退任した取締役および辞任した取締役に対して交付された株式を記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査等委員の氏名等 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	山口博章	経営全般の執行責任者 兼 紙袋事業部長
取締役会長	久継雅夫	経営全般
取締役	今泉弘	パルプモールド事業部長
取締役	藤村由賢	段ボール事業部長
取締役	豊田真佐喜	フィルム事業部長
取締役	大谷洋文	管理部長
取締役 (常勤監査等委員)	宮地郁夫	
取締役 (監査等委員)	竹尾祐幸	株式会社西日本フィナンシャルホールディングス 執行役員、株式会社西日本シティ銀行 代表取締役副頭取
取締役 (監査等委員)	福地昌能	福地公認会計士事務所 代表者 公認会計士
取締役 (監査等委員)	小鉢由美	平和通り法律事務所 代表者 弁護士

- (注) 1. 取締役の豊田真佐喜氏、同大谷洋文氏、取締役(監査等委員)の小鉢由美氏は、2022年6月24日開催の第76期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
2. 取締役(監査等委員)の高田圭二氏、同長門博之氏は、2022年6月24日開催の第76期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
3. 2023年1月31日をもって、取締役の田中英雄氏は辞任いたしました。
4. 取締役(監査等委員)の竹尾祐幸氏、福地昌能氏、小鉢由美氏は、社外取締役であります。
5. 取締役(監査等委員)の福地昌能氏は、公認会計士の資格を有しており財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、福地昌能氏および小鉢由美氏を、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 監査等委員会は日常的な情報収集および社内会議における情報共有、内部監査室との十分な連携を可能とするため宮地郁夫氏を常勤の監査等委員として選定しています。

8. 当事業年度末日後に生じた取締役の会社における地位、担当および重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏名	会社における地位		担当および重要な兼職の状況		異動年月日
	変更後	変更前	変更後	変更前	
山口博章	異動なし		経営全般の執行責任者	経営全般の執行責任者兼紙袋事業部長	2023年 4月1日
今泉弘	異動なし		包装機能材事業本部長	パルプモールド事業部長	
藤村由賢	異動なし		緩衝機能材事業本部長	段ボール事業部長	
大谷洋文	異動なし		管理本部長	管理部長	

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用に対し当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役、重要な使用人並びに当社及び重要な子会社であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。ただし、被保険者に重大な過失がある場合及び法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等の場合は、填補の対象としないこととしております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

1) 取締役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を決議しております。その概要は、以下のとおりです。

- ①取締役の報酬は、固定報酬であり株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で、取締役会から一任を受けた代表取締役社長により、各取締役の役位及び職務内容を勘案して決定する。
- ②固定報酬（金銭報酬）は、決定された年間報酬額を12分割し毎月付与する。
- ③非金銭報酬は、株式交付信託を導入。取締役に対し当社が定める株式交付規程に従って期末にポイントを付与し、ポイントに応じて本信託を通じて当社株式が交付される。交付時期は取締役の退任時とする。
- ④個人別報酬等の額に対する割合は、固定報酬：約9割、非金銭報酬：約1割とする。

2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2018年6月27日開催の第72期定時株主総会において、年額212百万円以内（うち、社外取締役年額20百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年6月27日開催の第72期定時株主総会において、株式報酬制度の導入を決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は5名です。

監査等委員の金銭報酬の額は、2018年6月27日開催の第72期定時株主総会において、年額48百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員の員数は4名です。

3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

イ. 委任を受けた者の氏名及び地位

代表取締役社長（2023年1月19日までは田中英雄氏、同日以降は山口博章氏）

ロ. 上記の者に委任された権限の内容 個人別の報酬等の内容を決定すること

取締役会は、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

4) 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	126 (0)	111 (0)	0 (0)	15 (0)	8 (0)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	27 (10)	27 (10)	0 (0)	0 (0)	6 (4)

- (注) 1. 非金銭報酬として取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して株式報酬を交付しております。当該株式報酬の交付状況は、
2. 会社の株式に関する事項に記載のとおりです。
2. 使用人兼務取締役5名に対する使用人給与相当額35百万円は含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

イ. 取締役（監査等委員）竹尾 祐幸氏

株式会社西日本フィナンシャルホールディングスの執行役員および株式会社西日本シティ銀行の代表取締役副頭取であります。株式会社西日本シティ銀行は、当社の上位10名内の株主であり取引銀行でもあります。

ロ. 取締役（監査等委員）福地 昌能氏

福地公認会計士事務所の代表者であります。当社と福地公認会計士事務所との間に特別の関係はありません。

ハ. 取締役（監査等委員）小鉢 由美氏

平和通り法律事務所の代表者であります。当社と平和通り法律事務所との間に特別の関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	竹尾 祐幸	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席し、また、監査等委員会17回のうち16回に出席いたしました。主に豊富な経験を有する経営者の観点から発言を行っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・正確性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社の経営戦略、計画策定等について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	福地 昌能	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、また、監査等委員会17回の全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・正確性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社の財務書類その他財務関連情報等について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	小鉢 由美	当事業年度中、当社監査等委員就任後に開催された取締役会13回の全てに出席、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・正確性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| 1) 会計監査人としての報酬等の額 | 27百万円 |
| 2) 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 27百万円 |

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について相当であるとの判断をし、同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な海外子会社2社（CORE PAX(M) SDN. BHD.およびENCORE LAMI SDN. BHD.）につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性および信頼性が確保できないと認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	15,536
現金及び預金	7,538
受取手形、売掛金及び契約資産	4,058
電子記録債権	1,041
商品及び製品	1,177
仕掛品	181
原材料及び貯蔵品	1,390
その他	166
貸倒引当金	△17
固定資産	10,008
有形固定資産	7,849
建物及び構築物	2,912
機械装置及び運搬具	1,917
土地	1,760
リース資産	234
建設仮勘定	809
その他	216
無形固定資産	224
投資その他の資産	1,934
投資有価証券	1,234
長期貸付金	39
繰延税金資産	397
その他	263
貸倒引当金	△0
資産合計	25,544

負債の部	
科目	金額
流動負債	7,223
支払手形及び買掛金	1,851
電子記録債務	2,070
短期借入金	929
リース債務	25
未払法人税等	154
未払消費税等	21
賞与引当金	268
設備関係電子記録債務	289
災害損失引当金	124
その他	1,487
固定負債	1,771
長期借入金	10
リース債務	115
繰延税金負債	164
役員株式給付引当金	44
退職給付に係る負債	1,278
その他	157
負債合計	8,994
純資産の部	
株主資本	16,313
資本金	466
資本剰余金	416
利益剰余金	16,469
自己株式	△1,039
その他の包括利益累計額	183
その他有価証券評価差額金	361
為替換算調整勘定	△199
退職給付に係る調整累計額	21
非支配株主持分	52
純資産合計	16,549
負債・純資産合計	25,544

連結損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		21,788
売上原価		17,588
売上総利益		4,199
販売費及び一般管理費		3,074
営業利益		1,125
営業外収益		
受取利息及び配当金	38	
受取賃貸料	190	
デリバティブ評価益	3	
為替差益	50	
その他	64	346
営業外費用		
支払利息	29	
不動産賃貸費用	14	
売上割引	3	
その他	25	74
経常利益		1,398
特別損失		
固定資産売却損	3	
固定資産除却損	14	
ゴルフ会員権売却損	5	
災害による損失	159	184
税金等調整前当期純利益		1,214
法人税、住民税及び事業税	389	
法人税等調整額	△82	307
当期純利益		907
非支配株主に帰属する当期純利益		4
親会社株主に帰属する当期純利益		902

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	13,148
現金及び預金	6,686
受取手形	251
売掛金	3,198
電子記録債権	1,042
商品及び製品	894
仕掛品	129
原材料及び貯蔵品	585
前払費用	24
短期貸付金	62
未収金	266
その他	22
貸倒引当金	△15
固定資産	9,060
有形固定資産	5,693
建物	1,965
構築物	99
機械装置	1,116
車両運搬具	11
工具器具備品	216
土地	1,452
リース資産	22
建設仮勘定	808
無形固定資産	201
ソフトウェア	177
電話加入権	7
その他の施設利用権	16
投資その他の資産	3,165
投資有価証券	1,082
関係会社株式	1,338
出資金	0
長期貸付金	39
差入保証金	10
投資不動産	269
繰延税金資産	395
その他	29
貸倒引当金	△0
資産合計	22,208

負債の部	
科目	金額
流動負債	5,636
買掛金	1,602
電子記録債務	1,973
リース債務	8
未払金	1,055
未払費用	116
未払法人税等	140
未払消費税等	8
預り金	86
賞与引当金	230
設備関係電子記録債務	289
災害損失引当金	124
固定負債	1,460
リース債務	16
退職給付引当金	1,264
役員株式給付引当金	44
その他	134
負債合計	7,097
純資産の部	
株主資本	14,777
資本金	466
資本剰余金	416
資本準備金	345
その他資本剰余金	71
利益剰余金	14,933
利益準備金	116
その他利益剰余金	14,816
別途積立金	13,950
繰越利益剰余金	866
自己株式	△1,039
評価・換算差額等	334
その他有価証券評価差額金	334
純資産合計	15,111
負債・純資産合計	22,208

損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		17,499
売上原価		14,086
売上総利益		3,413
販売費及び一般管理費		2,526
営業利益		887
営業外収益		
受取利息及び配当金	50	
受取賃貸料	206	
為替差益	43	
その他	77	376
営業外費用		
不動産賃貸費用	19	
売上割引	3	
その他	25	49
経常利益		1,214
特別損失		
固定資産売却損	3	
固定資産除却損	13	
ゴルフ会員権売却損	5	
災害による損失	159	183
税引前当期純利益		1,031
法人税、住民税及び事業税	343	
法人税等調整額	△30	313
当期純利益		717

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

大石産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城戸昭博

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中晋介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大石産業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大石産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

大石産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 城戸昭博
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田中晋介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大石産業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

大石産業株式会社	監査等委員会			
監査等委員（常勤）	宮 地 郁 夫	◎		
監査等委員	竹 尾 祐 幸	◎		
監査等委員	福 地 昌 能	◎		
監査等委員	小 鉢 由 美	◎		

(注) 監査等委員竹尾祐幸、福地昌能、及び小鉢由美は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

1 東京国際包装展 TOKYO PACK 2022 出展

当社は2022年10月に開催された「東京国際包装展TOKYO PACK 2022」に出展いたしました。**未来につなげる環境配慮型パッケージ**をスローガンに掲げ、当社製品であるパルプモールド、フィルム、紙袋を中心とした展示を行いました。



2 新製函機導入(段ボール直方工場)



2023年2月、段ボール直方工場に最新型製函機を導入いたしました。高い生産性を誇る設備の導入に加え、インライン検査装置も導入することでより効率的な生産が可能になりました。これからもお客様の求める品質を追求し、製販一体となって事業の強靱化を図ってまいります。

3 パルピーインクジェットプリンタ導入(パルプモールド茨城工場)

2022年12月、鶏卵の個装パックであるパルピーのインクジェットプリンタを新規導入いたしました。本機導入により、従来の印刷機では再現することが困難だった、ラベルなしでの美粧性の高いデザイン印刷が可能になりました。お客様のために、これからもより良い製品づくりへの取り組みを続けてまいります。



株 主 メ モ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	3月31日
中間配当基準日	9月30日
公告掲載方法	電子公告制度により行います。 公告掲載URL https://www.osk.co.jp/ (ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います)
上場証券取引所	東京、福岡
株主名簿管理人および特別口座管理機関	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社
同事務取扱場所	福岡市中央区天神二丁目14番2号 日本証券代行株式会社 福岡支店
郵便物送付先 お問合せ先	〒168-8620 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 日本証券代行株式会社 代理人部 電話 ☎0120-707-843

各種手続のお申出先

- 未払配当金のお支払いについては、株主名簿管理人にお申出ください。
- 住所変更、単元未満株式の買取・買増、配当金受取方法の指定等、証券会社をご利用の株主様は、お取引の証券会社へお申出ください。
証券会社をご利用でない株主様は、特別口座の口座管理機関である日本証券代行へお申出ください。

特別口座でのお手続用紙のご請求は、インターネットでもお受けいたしております。

ホームページアドレス

<https://www.jsa-hp.co.jp/name/index.html>

(一部の用紙は、お手持ちのプリンタで印刷できます。)

株主総会会場ご案内図



会場

北九州市八幡西区瀬板一丁目16番1号

株式会社アクシス 別館2階ホール



日時

2023年6月27日（火曜日）午前10時



交通



車でお越しの方

福岡方面から

国道3号を黒崎方面に向かい、右手アートクレフクラブの先、陣原五丁目交差点手前を右折。

黒崎方面から

国道3号を福岡方面に向かい、樋口町交差点を過ぎ、陣原五丁目交差点の先（陣原瀬板グランド入口の看板有り）を左折。

都市高速から

北九州都市高速黒崎ランプを出て、折尾方面に向かい、都市高速黒崎入口交差点を右折、穴生電停を通過し、樋口町交差点を左折後、陣原五丁目交差点の先（陣原瀬板グランド入口の看板有り）を左折。約7分。



公共交通機関でお越しの方

JR陣原駅から

JR陣原駅下車、南口からタクシーで約5分。徒歩で約20分。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。